

ハラスメントに関する事実調査委員会規程

(趣旨)

第1条 愛知県立大学におけるハラスメントの防止等に関する規程第10条第7項に基づき、愛知県立大学にハラスメントに関する事実調査委員会（以下「事実調査委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 事実調査委員会は、当事者及び関係者からの聞き取りなどによりハラスメントに関する人権侵害の事実調査を行い、調査結果を取りまとめ、人権問題委員会に報告するものとする。

2 事実調査委員会は、前項の業務を遂行するにあたって、必要に応じて、専門家に意見を聴き、若しくは臨席を求めることができる。

(組織)

第3条 事実調査委員会は、人権問題委員会が指名する委員若干名をもって組織する。但し、委員には、人権問題委員会委員を少なくとも一人は含まなければならない。

2 前項の委員の構成に際しては、性別に偏りがないように配慮しなければならない。

3 調査対象者の所属する学科の構成員は事実調査委員会の委員になることができない。

4 事実調査委員会委員長は、人権問題委員会の指名による。

5 事実調査委員会委員の氏名は委員長名を除いて公表されない。

(任期)

第4条 事実調査委員会委員の任期は当該案件について審査教育研究審議会が結論を出すまでとする。

(遵守義務)

第5条 委員は、その業務を遂行するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 当事者及び関係者の名誉やプライバシーなどの人権を侵害しないこと

(2) 調査の公平性と中立性を害する行為をしないこと

(守秘義務)

第6条 委員は、その任期中及び退任後も第2条により知り得た情報を他に漏らしてはならない。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。